

福祉だより

善意の贈物七四万余円集まる

歳末たすけあい運動

恵まれぬ家庭に配分される

「明るいお正月と、みんなのしあわせのために」の呼びかけで、市と社会福祉協議会では自治会、婦人会、民生委員などの協力を得て、去る十二月「歳末たすけあい運動」を行ない、総額で七四万七、一〇〇円の浄財が集まりました。

これら尊い浄財は、十二月二十三日に配分委員会にかけられ次のように配分されました。そして年末のうちに恵まれない家庭や、市内出身の社会福祉施設入所者などに届けられました。ご協力ありがとうございました。

※配分の内訳

○困窮家庭一七世帯(一八九人)に——三二六、七〇〇円

○生活困窮入院患者二九人に 四三、五〇〇円

○社会福祉施設入所者 大人二八人に四二、〇〇〇円 小供二三人に二九、九〇〇円

○要保護児童一七九人に 二九八、〇〇〇円

○ハンセン病患者に 七、〇〇〇円

合計七四七、一〇〇円

※募金の内訳

町内別募金(四七町) 四九七、二四二円

篤志寄付金 一二四、七六九円

善意銀行からの繰出金 一二五、〇八九円

※篤志寄付者の内訳(敬称略)

△グループVOA一同九、三〇〇円 △知野カツ(稲荷三)六〇〇円 △鶴見吉陸(稲荷三)二五〇円 △十日会(代表佐々木耕郎)九〇〇円 △大島光吉(下鉢石町) 七八〇円 △松川勇躬(細尾町) 二、一三〇円 △東電ますみ会 日光地区(代表鈴木紀子) 一、〇〇〇円 △金谷ホテルフロント(上鉢石町) 一、〇〇〇円 △花石町婦人会(代表吉野まき) 五、〇〇〇円 △観音寺(中鉢石町) 六、二二二円 △中宮祠婦人会(代表小平喜久) 五、七〇〇円 △鶴島アキ(安川町) 一、〇〇〇円 △大島光吉(下鉢石町) 七、〇〇〇円 △華厳滝エレベーター一同八、二〇〇円 △市役所総務課新睦会五〇〇円 △大島正二(清滝二) 五、〇〇〇円 △大島輝子(清滝二) 二、三九七円 △別倉製材KK労組組織部七、〇〇〇円 △本田ハル(御幸町) 一、〇〇〇円 △星寛(清滝一) 二、〇〇〇円 △飯見兼光(葛蒲ヶ浜一) 〇、〇〇〇円 △金子和男(石屋町) 五、〇〇〇円 △市役所文書係四五〇円 △立正佼成会 日光支部一同七、〇〇〇円 △久次良玉芳会一同一〇、〇〇〇円 △西町大子会(代表川津俊光) 五、二二〇円 △川津俊光(久次良) 五、〇〇〇円 △日光ライオンズクラブ一同一〇、〇〇〇円

遺児手当支給条例制定される

四十四年十月一日から適用

市では、このたび児童の健全な育成と、福祉増進を図ることを目的として、次により遺児手当を支給することになりました。

係では地区民生委員の協力のもとに事前調査を行ない、去る十二月二十五日に対象家庭(三一

世帯五一名)に第一回分遺児手当をお渡ししました。また潜在家庭があると思われるので、次の事項に該当する方は福祉事務所に申し出てください。

1 父母の一方が死亡した児童を保育している児童の父、または母で現に配偶者を有しないもの。

2 父母の一方が死亡した児童を父または母が養育しない場合は児童を養育するもの。また、児童を養育するものがない場合は、児童のうち年長のもの。

3 父母の両方が死亡した児童を

日光市内に居住し、次の各号に該当する方に遺児手当を支給します。

1 父母の一方が死亡した児童を保育している児童の父、または母で現に配偶者を有しないもの。

2 父母の一方が死亡した児童を父または母が養育しない場合は児童を養育するもの。また、児童を養育するものがない場合は、児童のうち年長のもの。

3 父母の両方が死亡した児童を

養育するものがない場合は児童のうち年長のもの。

4 前年度における市民税の非課税のもの。



十二月二十三日まで善意銀行に金品を預託された方のお名前をお知らせします。ご協力ありがとうございました。 (敬称略)

増山恵一(宇都宮市) 二、〇〇〇円

〇〇円市内貧困者に 竹沢啓三(御幸町) 一、〇〇〇円 下野三楽園に 知野カツ(稲荷三) 五〇〇円 日光地区老人ホームに 小平喜久(中宮祠) 五、〇〇〇円 円身体障害児に 白百合幼稚園(清滝一) 一、五〇〇円 円身体障害者に 金子和男(石屋町) 五〇〇円 円日光保育所に 精銅所自治会婦人部一同八六、〇七〇円 円日光老人ホームに 二四、五〇〇円 円喬晴院に 二四、五〇〇円 普恵園に 三七、〇七〇円 古川アルミ工場光興会(代表早川純) 五、〇〇〇円 吉原幸(清滝二) ケーキ六五個清滝保育所に 稲荷町一丁目長寿会(代表松永

ら始め、手当の事由が消滅した日の属する月で終る。ただし今回は、四十五年二月二十八日まで請求した該当者には、四十四年十月一日から適用します。

くわしくは、福祉事務所または地区民生委員にお問い合わせください。

支給期間 手当の支給は、受給資格者が請求の日の属する月の翌月から

用

昭和四十四年十月一日から適用

つき月額二、〇〇〇円

義務教育終了前の児童一人に

手当額

養育するものがない場合は児童のうち年長のもの。

4 前年度における市民税の非課税のもの。

税のもの。

養育するものがない場合は児童のうち年長のもの。

久) 雑布一五〇枚市内小学校に生長の家日光誌友相愛会一同三、〇〇〇円 日光、清滝、小来川保育所に

一般寄付 三〇〇、〇〇〇円

日光市社会福祉事業に 日光市長 星野 仁十郎

1月の心配ごと相談

1月9日 小来川支所

1月23日 清滝公民館

人権、行政合同

納税証明の

請求は.....

なるべく2月中旬

までに申し出ください

二月から三月にかけては、確定申告や官庁年度切り替えのため、事務がこみあうほか、窓口の混雑が予想されますので、二月および三月中に納税証明書の必要な方は、余裕をもって早めに請求してください。 (鹿沼税務署より)